

京都医療科学大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 京都医療科学大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する高度の知識及び技術について教育・研究するとともに、品性を陶冶し、国民の保健医療の向上に寄与できる有為の医療専門職の人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学において、設置する学部、学科及びその学年定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
医療科学部	放射線技術学科	90 人	360 人

(修学年限)

第4条 修学年限は4年とする。

(在学年限)

第5条 学生は8年を超えて在学することはできない。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2期に分け、学期ごとに15週の授業を行うことを基本とする。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 創設記念日 9月19日
 - 四 春季休業日 3月21日から3月31日まで
 - 五 夏季休業日 8月10日から9月23日まで
 - 六 冬季休業日 12月23日から1月7日まで
- 2) 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3) 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 入学、休学、留学、退学及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年のはじめとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者、または中等教育学校を卒業した者。
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）。
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの。
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの。

(入学の出願)

第 11 条 本学に入学を志願する者は、検定料を添えて本学所定の書類を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 12 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、再入学、転入学)

第 14 条 学長は、本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のあ
る場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を願い出た者は、その際現に在学する学部の長又は当該大
学の長の許可書を添えて願書を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱
い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 16 条 外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学長に願い出て、その許可を
受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第 5 条に規定する在学年限に算入する。

3 第 1 項の規定により留学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱
い並びに復学後に在学すべき年数については、学長が決定する。

(休学)

第 17 条 疾病その他のやむを得ない理由により 2 ヶ月以上修学することができない者は、
学長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

2 疾病その他のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学
を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められるときは、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学期間は、第 5 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第 5 条に定める在学年限を超えた者
- 二 第 17 条第 1 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第 3 章 教育課程、履修方法等

(授業科目)

第 21 条 授業科目を分けて、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、総合科目とする。

2 授業科目の区分、単位数等は、別表 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 22 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修登録)

第 23 条 学生は、毎学期のはじめに履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 前項の登録をしない授業科目は、履修することができない。
- 3 1 項において、1 年間に履修科目として登録できる合計単位数の上限は 48 単位とする。

但し、次の各号に定める科目の単位数は、登録できる合計単位数には含めないものとする。

- 一 自由科目
- 二 学長が認めた科目

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(入学前の教育施設等における学修)

第24条-2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、他の大学（外国の大学を含む）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む）で履修した教養教育科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の認定は当該大学等の交付する成績証明書等により学長が行う。

3 1項で認定が行える単位の合計は「人間と生活」に区分される科目10単位を上限とする。

(長期履修)

第24条-3 学長は、学生が、事情により、修学年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画を審議し認めることができる。

(試験)

第25条 試験は、筆記試験その他の方法によって行う。

2 試験は、学期末または学年末に行う。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことがある。

3 試験に関する必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第26条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

2 本学の定めるところにより、特定の授業科目については、これら以外の表記で成績評定を表すことができる。

第4章 卒業

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、4年以上在学し別表1に定めるところにより、128単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第28条 本学則に定める授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第29条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

2 前項の学位には、学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

放射線技術学科 放射線技術学

第5章 聴講生、研究生

(聴講生)

第30条 学長は、本学の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可し、授業科目を聴講させることができる。

(研究生)

第30条-2 学長は、本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは、本学の授業、研究及び設備に妨げのない限り、選考の上研究生として入学を許可することができる。

第6章 学費

(授業料等の金額)

第31条 授業料等の金額は、別表2に定める。

(授業料等の納付期)

第 32 条 授業料等は、所定の期日までに納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 33 条 前期又は後期中途において退学又は除籍された者（第 20 条第 3 号に該当する者を除く）は、当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 34 条 休学した者は、休学在籍料を納付しなければならない。その他の費用は免除される。ただし、休学を申し出た日の属する期分の授業料等は全額納付しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第 35 条 前期又は後期中途において復学した者は、当該期分の授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(授業料等の徴収猶予)

第 36 条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であると認められ、かつ学業優秀と認められる者、又はその他やむを得ない事情があると認められる者については、授業料等の徴収を猶予または減免することがある。

2 前項の授業料等の徴収猶予または減免に関して必要な事項は別に定める。

(納付した授業料等)

第 37 条 納付した検定料、入学金及び授業料等は、原則として返付しない。

第 7 章 職員組織

(職員)

第 38 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

2 前項のほか、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(学長)

第 38 条-2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第 8 章 教授会

(教授会)

第 39 条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する事項は別に定める。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 学生として表彰に値する行為があった者は、本学学生の表彰に関する規程にしたがい、学長が表彰する。

(懲戒)

第 41 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、本学学生懲戒規程にしたがい学長が懲戒する。

附則

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の授業科目の履修及び卒業要件については、平成 23 年度入学生から適用する。

3 平成 22 年度以前の入学生の授業科目の履修及び卒業要件については、なお従前の例による。

4 平成 22 年度以前の入学生で平成 23 年度に 1 年次に在籍する学生はこの学則の適用を受けることが出来る。

附則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の授業科目の履修及び卒業要件については、平成 28 年度入学生から適用する。
- 3 平成 27 年度以前の入学生の授業科目の履修及び卒業要件については、なお従前の例による。
- 4 平成 27 年度以前の入学生で平成 28 年度に 1 年次に在籍する学生はこの学則の適用を受けることができる。

附則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の授業科目の履修及び卒業要件については、令和 4（2022）年度入学生から適用する。
- 3 令和 3（2021）年度以前の入学生の授業科目の履修及び卒業要件については、なお従前の例による。
- 4 令和 3（2021）年度以前の入学生で令和 4（2022）年度に 1 年次に在籍する学生はこの学則の適用を受けることができる。

附則

- 1 この学則は、令和 7(2025)年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規程にかかわらず、令和 7(2025)年度乃至令和 9(2027)年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
令和 7(2025)年度	90 人	330 人
令和 8(2026)年度	90 人	340 人
令和 9(2027)年度	90 人	350 人

附則

- 1 この学則は、令和 8(2026)年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1

授業科目の区分、卒業要件に必要な単位数

授業科目の区分		卒業に必要な履修単位数		
		必修	選択	計
教養教育 科目	科学的思考の基盤	5	－	15
	人間と生活	6	4	
専門基礎 科目	人体の構造と機能および疾病の成り立ち	18	3	107
	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	21		
専門科目	診療画像技術学・臨床画像学	24		
	核医学検査技術学	6		
	放射線治療技術学	7		
	医療画像情報学	8		
	放射線安全管理学	4		
	医療安全管理学	2		
	実践臨床画像学	2		
	臨床実習	12		
総合科目		6	－	6
合 計		128 (必修121、選択7)		

授業科目【教養教育科目】

区分		授業科目		単位数			卒業に必要な単位数	
				必修	選択	自由	必修	選択
教養 教育 科目	科学的思考 の基盤	基礎数学				1	11	—
		数学		1				
		物理学		1				
		化学		1				
		コンピュータ学		1				
		コンピュータ演習				1		
		情報処理学		1				
	人間と生活	人文科学	文章表現の方法	1			11	2単位 以上
			コミュニケーション論	1				
			現代社会と倫理		1			
			心理学入門		1			
			日本文学を読む		1			
		社会科学	社会と医療		1			2単位 以上
			健康な生活と医療の法		1			
			時事問題から学ぶ日本経済		1			
		外国語	英語	1				
			医療英語	1				
			医療英語コミュニケーション	1				
			英語コミュニケーションⅠ		1			
			英語コミュニケーションⅡ		1			
			中国語入門		1			
			中国語コミュニケーション		1			
		初年次に学ぶ大学でのスタディ・スキルズ		1				

授業科目【専門基礎科目および専門科目】

区分		授業科目	単位数			卒業に必要な単位数	
			必修	選択	自由	必修	選択
専門 基礎 科目	人体の構造と機能及び疾病の 成り立ち	生命・医療倫理学	1			39	専門基礎科目及び専門科目の中から3単位以上
		解剖学Ⅰ	2				
		解剖学Ⅱ	2				
		解剖学特論			1		
		細胞生物学	2				
		生理学	2				
		臨床医学概論Ⅰ	2				
		臨床医学概論Ⅱ	2				
		臨床医学概論Ⅲ	1				
		臨床心理学	2				
		救急医学	1				
		看護学概論	1				
	保健医療福祉における理工学的 基礎並びに放射線の科学及び技術	プログラミング概論	2				
		プログラミング演習		1			
		応用数学	2				
		医用工学Ⅰ	2				
		医用工学Ⅱ	2				
		放射線物理学Ⅰ	2				
		放射線物理学Ⅱ	2				
		放射線生物学	2				
		放射化学	2				
		放射線計測学Ⅰ	2				
		放射線計測学Ⅱ	2				
		専門基礎科目実験	1				
専門 科目	診療画像技術学・臨床画像学	診療放射線技術学概論	1			65	
		診療画像機器学Ⅰ	2				
		診療画像機器学Ⅱ	2				
		診療画像機器学Ⅲ	2				
		エックス線撮影技術学	2				
		診療画像検査学Ⅰ	2				
		診療画像検査学Ⅱ	2				
		診療画像検査学Ⅲ	2				

		画像機器工学特論		1		6
		臨床画像学Ⅰ	2			
		臨床画像学Ⅱ	2			
		画像診断技術学	1			
		診療画像解剖学演習		1		
		先端放射線技術学特論			1	
		専門科目実験Ⅰ	1			
		専門科目実験Ⅱ	1			
		専門科目実験Ⅲ	1			
		専門科目実験Ⅳ	1			
	核医学検査技術学	臨床核医学概論	2			
		核医学検査技術学Ⅰ	2			
		核医学検査技術学Ⅱ	2			
	放射線治療技術学	放射線腫瘍学概論	2			
		放射線治療技術学Ⅰ	2			
		放射線治療技術学Ⅱ	2			
		放射線治療技術学Ⅲ	1			
	医療画像情報学	医療情報学Ⅰ	2			
		医療情報学Ⅱ	2			
		医療画像情報学	2			
		画像工学	2			
		画像工学特論		1		
	放射線安全管理学	放射線安全管理学Ⅰ	2			
		放射線安全管理学Ⅱ	2			
	医療安全管理学	医療安全管理学	2			
	実践臨床画像学	実践臨床画像学実習	1			
		実践臨床画像学	1			
	臨床実習	診療画像技術学臨床実習Ⅰ	2			
		診療画像技術学臨床実習Ⅱ	6			
		核医学検査技術学臨床実習	2			
		放射線治療技術学臨床実習	2			
総合科目	総合研究	2			6	
	総合演習	4				
卒業に必要な単位数			128		128 単位	

別表 2

授業料などの金額

平成 28 年度以前入学者

費目	金額	備考
入学検定料	30,000 円	応募時に一括納入
入学金	350,000 円	入学手続き時に一括納入
授業料	800,000 円	前期分 400,000 円 後期分 400,000 円
実験実習料	350,000 円	前期分 175,000 円 後期分 175,000 円
施設設備費	300,000 円	一括納入 300,000 円
休学在籍料	400,000 円	半期休学は半額納入

授業料などの金額

平成 29 年度以降入学者

費目	金額	備考
入学検定料	30,000 円	応募時に一括納入
入学金	250,000 円	入学手続き時に一括納入
授業料	900,000 円	前期分 450,000 円 後期分 450,000 円
実験実習料	1 年目 320,000 円	1 年目 前期分 145,000 円 後期分 175,000 円
	2 年目以降 350,000 円	2 年目以降 前期分 175,000 円 後期分 175,000 円
施設設備費	350,000 円	前期分 175,000 円 後期分 175,000 円
休学在籍料	450,000 円	半期休学は半額納入

授業料などの金額

令和 9 年度以降入学者

費目	金額	備考
入学検定料	30,000 円	応募時に一括納入
入学金	250,000 円	入学手続き時に一括納入
授業料	900,000 円	前期分 450,000 円 後期分 450,000 円
実験実習料	1 年目 350,000 円 2 年目以降 430,000 円	1 年目 前期分 175,000 円 後期分 175,000 円 2 年目以降 前期分 215,000 円 後期分 215,000 円
施設設備費	350,000 円	前期分 175,000 円 後期分 175,000 円
休学在籍料	450,000 円	半期休学は半額納入